

選挙運動用ポスターに係る公職選挙法の一部改正を求める意見書

先に行われた、東京都知事選挙において、ポスター掲示板に同一のポスターが多数掲示されるなど、これまで公職選挙法が想定していなかった事態が発生した。

本来、選挙運動用ポスターについては、候補者自身の政見を広めるために作成するものであり、掲示板は、そのポスターを掲示するために設置されるものであるが、公職選挙法では、選挙運動用ポスターには、掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載しなければならないことが定められているが、それ以外、特段の規制はされていないのが現状である。

今回のような選挙目的から外れる可能性のあるポスター掲示は、市民の政治不信を一層募らせるに留まらず、民主主義の根幹を揺るがしかねないものであると考える。

よって、あきる野市議会は、国に対し、今後の選挙の適正な実施に資するため、早期に選挙運動用ポスターに係る公職選挙法の一部改正を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

東京都あきる野市議会
議長 臼井 建

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣